

* 本資料はあくまでも議会運営委員会での説明用補足資料です。議会における議決は議案書の記載事項で行われるもので、本資料の内容で議決を得るものではありません。

令和6年 第1回海老名市議会定例会

概要資料



災害に対し、今できることを
～緊急消防援助隊 石川県輪島市～



災害の現場で
～石川県七尾市職員派遣支援～



そして地域で
～海老名市防災講演会～

【会期日程】

令和6年第1回海老名市議会定例会 会期日程(案)

会期31日間

月 日	曜日	種別	内 容	開議時刻
2月26日	月	本会議	開会、諸報告、議案審議、委員会付託	午前9時30分
3月1日	金	本会議	議案審議、委員会付託	午前9時
3月5日	火	委員会	総務常任委員会 予算決算常任委員会総務分科会 ※補正予算	同
3月6日	水	委員会	文教社会常任委員会 予算決算常任委員会文教社会分科会 ※補正予算	同
3月7日	木	委員会	経済建設常任委員会 予算決算常任委員会経済建設分科会 ※補正予算	同
3月11日	月	本会議	市政に関する一般質問	同
3月13日	水	本会議	市政に関する一般質問	同
3月14日	木	本会議	市政に関する一般質問	同
3月18日	月	委員会	予算決算常任委員会総務分科会 ※当初予算	同
3月21日	木	委員会	予算決算常任委員会文教社会分科会 ※当初予算	同
3月22日	金	委員会	予算決算常任委員会経済建設分科会 ※当初予算	同
3月25日	月	委員会	予算決算常任委員会	同
3月27日	水	本会議	委員会報告、議案審議、閉会	午前9時30分

【案件一覧】

■ 日程 28 件			
条例 10 件		頁	
1	議案第4号	海老名市一般職の職員の給与に関する条例及び海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	4
2	議案第5号	海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	5
3	議案第6号	海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正について	8
4	議案第7号	海老名市介護保険条例の一部改正について	9
5	議案第8号	海老名市介護保険給付費等準備基金条例の一部改正について	11
6	議案第9号	海老名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正について	11
7	議案第10号	海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について	13
8	議案第11号	海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	18
9	議案第12号	海老名市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について	19
10	議案第13号	海老名市自転車等駐車場条例の一部改正について	23
住居表示 2 件		頁	
11	議案第14号	住居表示の実施並びに町区域の設定及びこれに伴う字区域の変更について（柏ヶ谷地区）	25
12	議案第15号	住居表示の実施並びに町区域の設定及びこれに伴う字区域の変更について（市役所周辺地区）	27
契約 1 件		頁	
13	議案第16号	物品の取得について（令和6年度使用小学校教師用教科書指導書）	29
市道 1 件		頁	
14	議案第17号	市道の路線廃止について（市道1150号線）	30
人事 6 件		頁	
15	議案第18号	海老名市副市長の選任につき同意を求めることについて （萩原 圭一氏）	31
16	議案第19号	海老名市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて （伊藤 文康氏）	31
17	議案第20号	海老名市監査委員の選任につき同意を求めることについて （雨宮 徳明氏）	31
18	議案第21号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（前場 啓子氏）	32
19	議案第22号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（深澤 宏氏）	32
20	議案第23号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（和田しのぶ氏）	32

補正予算 2 件			頁
21	議案第24号	令和5年度海老名市一般会計補正予算（第13号）	33
22	議案第25号	令和5年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	38
予算 6 件			頁
23	議案第26号	令和6年度海老名市一般会計予算	別冊
24	議案第27号	令和6年度海老名市国民健康保険事業特別会計予算	
25	議案第28号	令和6年度海老名市介護保険事業特別会計予算	
26	議案第29号	令和6年度海老名市後期高齢者医療事業特別会計予算	
27	議案第30号	令和6年度海老名市公共用地先行取得事業特別会計予算	
28	議案第31号	令和6年度海老名市公共下水道事業会計予算	



【参考】令和6年能登半島地震に係るこれまでの主な支援

支援内容	期間	備考
1 物的支援		
(1) 石川県かほく市に飲料水を支援	1/3～1/4	車両2台4名
(2) 認定NPO法人ピーク・エイドによる石川県輪島市への寝袋等支援の輸送を協力	1/15～1/17 2/7～2/9	車両2台 4名×2回 計8名
(3) 「海老名飛鳥ライオンズクラブ」「㈱栄屋製パン」「人の森㈱」からの支援物資を被災地へ輸送	(人的援助と合わせて輸送)	七尾市と輪島市へ (踏抜き防止中敷き、パン、浄水器)
(4) 近隣10市町村による石川県輪島市への緊急支援物資搬送（飲料水、ブルーシート等）	2/6～2/7	相模原、秦野、厚木、大和伊勢原、海老名、座間、綾瀬、愛川、清川
2 人的援助		
(1) 緊急消防援助隊の派遣（消防職員）	1/9～1/29	計42名（7名×6次）
(2) 職員の派遣		
ア 石川県七尾市	1/15～	計16名予定（2名×8次）
イ 石川県羽咋郡志賀町	1/19～	計3回 5名予定
ウ 石川県珠洲市（保健師、管理栄養士）	2/1～	計4回 5名予定

※2月9日時点の状況（予定も含む。）現地の状況に応じ、引続き支援を検討

【条例10件】

1 議案第4号 海老名市一般職の職員の給与に関する条例及び海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【改正理由】

令和5年の人事院勧告に示され、地方自治法の一部改正により普通地方公共団体の条例で在宅勤務等手当を支給することが可能となったことに伴い、在宅勤務中心の働き方をする職員について、光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設するもの

【改正内容】

1 海老名市一般職の職員の給与に関する条例

○在宅勤務等手当（第9条の3関係）

以下の条件の場合、月額3,000円を支給する。

- ・職員の住居その他これに準ずる場所で勤務

例)親族の住宅、商業施設、宿泊施設などの有償のワークスペース

- ・正規の勤務時間全部を勤務することを命ぜられる。
- ・規則で定める期間以上継続して1箇月あたり10日を超え勤務

○通勤手当（第9条第3項第2号関係）

在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置するもので、在宅勤務手当等支給者に対し、通勤回数分の手当を支給するものとする。

2 海老名市一般職の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 フルタイムの会計年度任用職員について、1の内容を準用する。

【施行期日】

令和6年4月1日

2 議案第5号 海老名市非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【改正理由】

社会情勢の変化や近隣市、同規模市等との均衡並びに当該委員の職務及び職責等との相応を図るため、以下の委員等の報酬を改正するもの

- 1 審議会等委員（日額8,700円）の報酬の改定
- 2 農地利用最適化推進員及び農業委員会委員の報酬の改定
- 3 消防団員の報酬の改定
- 4 学校医（一般医、歯科医、眼科医、耳鼻咽喉科医）、学校薬剤師の報酬の改定

【改正内容】

1 審議会等委員（日額8,700円）

現行の審議会等委員の報酬について、人事院勧告に伴う一般職の職員の給与のベースアップが図られるなど社会情勢等を勘案し、以下の役職を日額8,700円⇒日額10,000円に改定する。

※対象となる審議会委員等

選挙管理委員の補充員	子ども・子育て会議委員	地震災害警戒本部員
固定資産評価審査委員会委員	駐留軍離職者等対策協議会委員	奨学生選考委員会委員
特別職報酬等審議会委員	企業立地審査会委員	いじめ問題対策連絡協議会委員
公務災害補償等認定委員会委員	にぎわい振興審議会委員	いじめ対策調査会委員
公務災害補償等審査会委員	都市計画審議会委員	いじめ対策再調査会委員
情報公開審査会委員	住居表示審議会委員	教育支援センター運営協議会委員
個人情報保護審査会委員	住宅政策審議会委員	社会教育委員
行政不服審査会委員	景観審議会委員	文化財保護審議会委員
総合計画審議会委員	空家等対策協議会委員	スポーツ振興審議会委員
市民活動推進委員会委員	消防運営審議会委員	国民健康保険運営協議会委員
環境審議会委員	消防賞慰金等審査委員会委員	下水道運営審議会委員
民生委員推薦会委員	防災会議委員	介護保険運営協議会委員
災害弔慰金等支給審査会委員	国民保護協議会委員	

2 農地利用最適化推進員及び農業委員会委員

○現行の農地利用最適化推進委員の報酬について、農業委員会委員及び近隣自治体との均衡を勘案し、日額報酬を月額報酬へ下表のとおり改定する。

職 名	現行		改正案	
	支給区分	報酬額	支給区分	報酬額
農地利用最適化推進委員	日額	8,700 円	月額	44,000 円

○現行の農業委員会会長、農業委員会会長職務代理者及び農業委員会委員の報酬について、近隣自治体との均衡を勘案し、下表のとおり改定する。

職 名	支給区分	報 酬 額	
		現 行	改正案
農業委員会会長	月 額	59,000 円	67,000 円
農業委員会会長職務代理者	月 額	46,000 円	54,000 円
農業委員会委員	月 額	36,000 円	44,000 円

3 消防団員

消防団員の報酬について、年度当初の団員充足率の低下を踏まえ、地域防災力の維持に伴う団員確保のため、活動の実態に応じて、下表のとおり改定する。

職 名	支給区分	報 酬 額	
		現 行	改正案
消防団団長	年 額	151,100 円	178,900 円
消防団副団長	年 額	115,000 円	142,800 円
消防団分団長	年 額	83,600 円	111,400 円
消防団副分団長	年 額	56,400 円	84,200 円
消防団班長	年 額	46,500 円	74,300 円
消防団団員	年 額	41,200 円	69,000 円

4 学校医（一般医、歯科医、眼科医、耳鼻咽喉科医）、学校薬剤師

現行の学校医、学校薬剤師の報酬について、本市において長年据え置かれていたこと及び世間一般における給与水準の変化を勘案し、下表のとおり改定する。

職 名		支給 区分	報 酬 額	
			現 行	改正案
学校医	一般医	年額	基本額 1校 219,500 円 加算額 児童生徒数 500 人を超える場合はその超える 50 人(50 人未満は 50 人に切り上げる。) 当たり 12,500 円を加算する。	基本額 1校 192,000 円 加算額 児童生徒数に 200 円を乗じた額を加算する。ただし、1 校につき2名配置の場合は、加算額を2分の1とする。会議等の出席及び学校保健関係の相談業務を行う場合は 16,000 円を加算する。
	歯科医	年額	基本額 1校 219,500 円 (2名配置の場合は1名当たり 110,000 円) 加算額 児童生徒数 500 人を超える場合はその超える 50 人(50 人未満は 50 人に切り上げる。) 当たり 12,500 円(2 名配置の場合は 1 名当たり加算額の 2 分の 1 の額)を加算する。	基本額 1校 192,000 円 加算額 児童生徒数に 100 円を乗じた額を加算する。ただし、1 校につき2名配置の場合は、加算額を2分の1とする。
	眼科医 耳鼻咽喉科医	年額	基本額 219,500 円 加算額 児童生徒数 500 人を超える場合はその超える 50 人(50 人未満は 50 人に切り上げる。) 当たり 12,500 円を加算する。	基本額 1校 64,000 円 加算額 児童生徒数に 200 円を乗じた額を加算する。ただし、1 校につき2名配置の場合は、加算額を2分の1とする。
学校薬剤師		年額	89,400 円	192,000 円

【施行期日】

令和6年4月1日


3 議案第6号 海老名市職員の公益的法人等への派遣等に関する 条例の一部改正について

【改正理由】

一般社団法人海老名市障がい者サポートセンターの設立に伴い、公共的視点を踏まえた事務局運営及び事業実施に寄与するため職員を派遣したいもので、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し、必要な事項を定めるもの

【改正内容】

職員を派遣することができる団体として、「一般社団法人海老名市障がい者サポートセンター」を追加する。

旧（現行）	新（改正案）	
<p>第1条（略）</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>（1） 一般社団法人海老名市農業支援センター</p> <p><新設></p> <p><u>（2） 社会福祉法人海老名市社会福祉協議会</u></p> <p>（以下略）</p>		<p>第1条（略）</p> <p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>（1） 一般社団法人海老名市農業支援センター</p> <p><u>（2） 一般社団法人海老名市障がい者サポートセンター</u></p> <p><u>（3） 社会福祉法人海老名市社会福祉協議会</u></p> <p>（以下略）</p>

【施行期日】

令和6年4月1日

4 議案第7号 海老名市介護保険条例の一部改正について

【改正理由】

第9期（令和6年度から令和8年度まで）の介護保険事業計画期間における介護保険料を定めたいため、また、令和6年度から「海老名市デマンド型交通高齢者外出支援事業」を開始することに伴い、当該事業を介護保険法の規定に基づく保健福祉事業として位置付けるため、所要の改正を行うもの

【改正概要】

- 1 「海老名市デマンド型交通高齢者外出支援事業」の開始に伴い、介護保険法上の保健福祉事業として位置付け、条例で定める。（第2条の4関係）
- 2 令和6年度から令和8年度までにおける介護保険料の改正（第3条関係）

【改正内容】

条 文	改 正 内 容
第2条の4	介護保険法の規定に基づく保健福祉事業を実施することを規定
第3条第1項	令和6年度から令和8年度までの保険料の改正 現行12段階の負担割合の区分について、合計所得金額による区分を細分化し、16段階とする。（参考のとおり）
“ 第2項	第1段階の被保険者の保険料の減額賦課の特例 (年額9,324円 ⇒ 年額9,624円)
“ 第3項	第2段階の被保険者の保険料の減額賦課の特例 (年額21,756円 ⇒ 年額22,476円)
“ 第4項	第3段階の被保険者の保険料の減額賦課の特例 (年額37,296円 ⇒ 年額38,532円)

【附 則】

施行期日：令和6年4月1日

経過措置：令和6年度以降の年度分の介護保険料から適用

～保健福祉事業～

介護保険法第115条の49に「市町村は、地域支援事業のほか、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業、被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業（～中略～）行うことができる」と規定されている。

(参 考)

所得段階別保険料

改正前			改正後		
所得段階	対象者	年額保険料	所得段階	対象者	年額保険料
第1段階	老齢福祉年金受給者・生活保護受給者・住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下	21,756円 (9,324円)	第1段階	老齢福祉年金受給者・生活保護受給者・住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下	18,300円 (9,624円)
第2段階	住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円超120万円以下	37,296円 (21,756円)	第2段階	住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円超120万円以下	31,152円 (22,476円)
第3段階	住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計金額が120万円超	40,404円 (37,296円)	第3段階	住民税非課税世帯で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計金額が120万円超	43,992円 (38,532円)
第4段階	世帯内に住民税課税者があり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下	54,696円	第4段階	世帯内に住民税課税者があり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円以下	56,520円
第5段階	世帯内に住民税課税者があり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円超	62,160円	第5段階	世帯内に住民税課税者があり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計金額が80万円超	64,236円
第6段階	本人の合計所得金額が125万円以下	71,484円	第6段階	本人の合計所得金額が125万円以下	73,860円
第7段階	本人の合計所得金額が125万円超200万円未満	80,808円	第7段階	本人の合計所得金額が125万円超200万円未満	83,496円
第8段階	本人の合計所得金額が200万円以上350万円未満	101,940円	第8段階	本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満	105,336円
第9段階	本人合計所得金額が350万円以上500万円未満	106,908円	第9段階	本人の合計所得金額が300万円以上400万円未満	111,120円
第10段階	本人の合計所得金額が500万円以上700万円未満	124,320円	第10段階	本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満	116,904円
第11段階	本人の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	128,040円	第11段階	本人の合計所得金額が500万円以上600万円未満	132,960円
第12段階	本人の合計所得金額が1,000万円以上	130,536円	第12段階	本人の合計所得金額が600万円以上700万円未満	134,892円
			第13段階	本人の合計所得金額が700万円以上850万円未満	144,528円
			第14段階	本人の合計所得金額が850万円以上1,000万円未満	147,732円
			第15段階	本人の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満	150,948円
			第16段階	本人の合計所得金額が1,500万円以上	154,164円

※ 第1段階、第2段階、第3段階の年額保険料（ ）内は、低所得者軽減後の金額

5 議案第8号 海老名市介護保険給付費等準備基金条例の一部改正について

【改正理由】

令和6年度から「海老名市デマンド型交通高齢者外出支援事業」を開始することに伴い、当該事業を介護保険法の規定に基づく保健福祉事業として位置付け、事業費の一部を介護保険給付費等準備基金から補填するため

【改正内容】

基金を処分できる場合に「保健福祉事業」を追加する。

条文	改正前		改正後
第6条	<p>(処分) 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1)介護保険の保険給付費及び地域支援事業費の財源に充てるとき。</p> <p>(2)神奈川県介護保険財政安定化基金の償還の財源に充てるとき。</p> <p>(3)預金債権との相殺のために償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。</p>	➡	<p>(処分) 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(1)介護保険の保険給付費、地域支援事業費及び保健福祉事業費の財源に充てるとき。</p> <p>(2)神奈川県介護保険財政安定化基金の償還の財源に充てるとき。</p> <p>(3)預金債権との相殺のために償還期限を繰り上げて行う市債の償還の財源に充てるとき。</p>

【施行期日】 令和6年4月1日

6 議案第9号 海老名市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正について

【改正理由】

3年に1度の介護報酬改定と併せて行われる関係省令の改正に伴い、関係条例の改正を行うもの

【改正概要】

- 「書面掲示」の規制見直し
事業所内で掲示することになっている重要事項等について、原則として情報をウェブサイトに掲載・公表しなければならないこととする。
- 身体的拘束等の適正化の推進
入所系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備等）を義務付ける。その他サービスについて、緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。

【改正内容】

条 文	主な規定内容
第5条 第2項	指定介護予防支援事業者は事業所ごとに1以上の介護支援専門員を置かなければならない。
第6条 第3項	指定介護予防支援事業者が置く管理者は、介護保険法施行規則に規定する主任介護支援専門員でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、第1項に規定する管理者とすることができる。
// 第4項	前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 (1) 管理する施設の介護支援専門員の職務に従事する場合 (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合
第13条 第3項	指定介護予防支援事業者はサービスの提供にあたり、サービス内容及び費用について、あらかじめ利用者の同意を得なければならない
第24条 第3項	指定介護予防支援事業者は原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。(※経過措置あり)
第33条 第2号の2	利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
// 第2号の3	前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
// 第16号イ	介護予防サービス計画の実施状況の把握に当たっては、少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。ただし、条件に該当する場合テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。 (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 (イ) サービス担当者会議等において、主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
// 第29号	指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

【附 則】

施行期日：令和6年4月1日

経過措置：この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の第24条第3項の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

7 議案第10号 海老名市国民健康保険税賦課徴収条例の一部改正について

【改正理由】

決算補填等目的の法定外繰入金の解消に向けて、国民健康保険税の見直しを行うもの

【改正概要】

1 国民健康保険税率等の改定

赤字を解消するためには、神奈川県が算定する標準保険料率を目標とする必要があるが、被保険者への影響を考慮して、附則において、令和6年度における激変緩和の特例措置を設ける。

	医療分			後期分			介護分		
	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)
現行	5.50	23,700	18,600	2.20	9,500	7,600	2.10	10,800	6,000



R6 見直し案 (激変緩和 措置)	5.78 (+0.28)	25,800 (+2,100)	20,000 (+1,400)	2.40 (+0.20)	10,700 (+1,200)	8,500 (+900)	2.26 (+0.16)	11,800 (+1,000)	6,500 (+500)
--------------------------------------	------------------------	---------------------------	---------------------------	------------------------	---------------------------	------------------------	------------------------	---------------------------	------------------------



R7 見直し案 (激変緩和 措置終了後)	6.06 (+0.28)	28,000 (+2,200)	21,500 (+1,500)	2.60 (+0.20)	12,000 (+1,300)	9,400 (+900)	2.42 (+0.16)	12,800 (+1,000)	7,100 (+600)
---	------------------------	---------------------------	---------------------------	------------------------	---------------------------	------------------------	------------------------	---------------------------	------------------------

※ 医療分＝基礎課税額、後期分＝後期高齢者支援金等課税額、介護分＝介護納付金課税額

【改正内容】

1 国民健康保険税率等の改定に伴う改正

(1) 税率等の引上げ

均等割額	円／人
平等割額	円／世帯

改正条文	改正内容	改正前	改正後
第4条第1項	医療分の所得割税率	5.50%	6.06%
第5条	医療分の均等割額	23,700円	28,000円
第6条第1号	医療分の平等割額 特定世帯・特定継続世帯以外	18,600円	21,500円
// 第2号	特定世帯	9,300円	10,750円
// 第3号	特定継続世帯	13,950円	16,125円
第7条	後期分の所得割税率	2.20%	2.60%
第8条	後期分の均等割額	9,500円	12,000円
第9条第1号	後期分の平等割額 特定世帯・特定継続世帯以外	7,600円	9,400円
// 第2号	特定世帯	3,800円	4,700円
// 第3号	特定継続世帯	5,700円	7,050円
第10条	介護分の所得割税率	2.10%	2.42%
第11条	介護分の均等割額	10,800円	12,800円
第12条	介護分の平等割額	6,000円	7,100円

(2) 国民健康保険税額から軽減する金額の改正

改正条文	改正内容	改正前	改正後
第24条第1項 第1号ア	7割減額対象世帯 医療分の均等割額	16,590円	19,600円
// イ(ア)	医療分の平等割額 特定世帯・ 特定継続世帯以外	13,020円	15,050円
// イ(イ)	特定世帯	6,510円	7,525円
// イ(ウ)	特定継続世帯	9,765円	11,287円
// ウ	後期分の均等割額	6,650円	8,400円
// エ(ア)	後期分の平等割額 特定世帯・ 特定継続世帯以外	5,320円	6,580円
// エ(イ)	特定世帯	2,660円	3,290円
// エ(ウ)	特定継続世帯	3,990円	4,935円
// オ	介護分の均等割額	7,560円	8,960円
// カ	介護分の平等割額	4,200円	4,970円

改正条文	改正内容	改正前	改正後
第24条第1項 第2号ア	5割減額対象世帯 医療分の均等割額	11,850円	14,000円
// イ(ア)	医療分の平等割額 特定世帯・ 特定継続世帯以外	9,300円	10,750円
// イ(イ)	特定世帯	4,650円	5,375円
// イ(ウ)	特定継続世帯	6,975円	8,062円
// ウ	後期分の均等割額	4,750円	6,000円
// エ(ア)	後期分の平等割額 特定世帯・ 特定継続世帯以外	3,800円	4,700円
// エ(イ)	特定世帯	1,900円	2,350円
// エ(ウ)	特定継続世帯	2,850円	3,525円
// オ	介護分の均等割額	5,400円	6,400円
// カ	介護分の平等割額	3,000円	3,550円
第24条第1項 第3号ア	2割減額対象世帯 医療分の均等割額	4,740円	5,600円
// イ(ア)	医療分の平等割額 特定世帯・ 特定継続世帯以外	3,720円	4,300円
// イ(イ)	特定世帯	1,860円	2,150円
// イ(ウ)	特定継続世帯	2,790円	3,225円
// ウ	後期分の均等割額	1,900円	2,400円
// エ(ア)	後期分の平等割額 特定世帯・ 特定継続世帯以外	1,520円	1,880円
// エ(イ)	特定世帯	760円	940円
// エ(ウ)	特定継続世帯	1,140円	1,410円
// オ	介護分の均等割額	2,160円	2,560円
// カ	介護分の平等割額	1,200円	1,420円



※「特定世帯」⇒国保被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことにより、同一世帯内に国保被保険者が1人だけとなった世帯

「特定継続世帯」⇒特定世帯となってから5年～8年の間にある世帯

第24条 第2項	未就学児に係る軽減措置			
第1号	医療分の均等割額の減額	改正前		改正後
ア	7割減額対象世帯	3,555円減額		4,200円減額
イ	5割減額対象世帯	5,925円減額		7,000円減額
ウ	2割減額対象世帯	9,480円減額		11,200円減額
エ	ア・イ・ウ以外の世帯	11,850円減額		14,000円減額
第2号	後期分の均等割額の減額	改正前		改正後
ア	7割減額対象世帯	1,425円減額		1,800円減額
イ	5割減額対象世帯	2,375円減額		3,000円減額
ウ	2割減額対象世帯	3,800円減額		4,800円減額
エ	ア・イ・ウ以外の世帯	4,750円減額		6,000円減額

2 令和6年度分の国民健康保険税の特例

附則に次の1条を加える。

第8条 令和6年度分の国民健康保険税についての第4条から第12まで及び第24条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(特例)

条項	内容	改正後の本則	令和6年度の特例
第4条第1項	医療分の所得割税率	100分の6.06	100分の5.78
第5条	医療分の均等割額	28,000円	25,800円
第6条第1号	医療分の平等割額	21,500円	20,000円
〃 第2号	特定世帯	10,750円	10,000円
〃 第3号	特定継続世帯	16,125円	15,000円
第7条	後期分の所得割税率	100分の2.60	100分の2.40
第8条	後期分の均等割額	12,000円	10,700円
第9条第1号	後期分の平等割額	9,400円	8,500円
〃 第2号	特定世帯	4,700円	4,250円
〃 第3号	特定継続世帯	7,050円	6,375円
第10条	介護分の所得割税率	100分の2.42	100分の2.26
第11条	介護分の均等割額	12,800円	11,800円
第12条	介護分の平等割額	7,100円	6,500円

7割減額対象世帯

条項	内容	改正後の本則	令和6年度の特例
第24条第1項第1号ア	医療分の均等割額	19,600円	18,060円
〃 イ(ア)	医療分の平等割額	15,050円	14,000円
〃 イ(イ)	特定世帯	7,525円	7,000円
〃 イ(ウ)	特定継続世帯	11,287円	10,500円
〃 ウ	後期分の均等割額	8,400円	7,490円
〃 エ(ア)	後期分の平等割額	6,580円	5,950円
〃 エ(イ)	特定世帯	3,290円	2,975円
〃 エ(ウ)	特定継続世帯	4,935円	4,462円
〃 オ	介護分の均等割額	8,960円	8,260円
〃 カ	介護分の平等割額	4,970円	4,550円

5割減額対象世帯

第24条第1項第2号ア	医療分の均等割額	14,000円	12,900円
〃 イ(ア)	医療分の平等割額	10,750円	10,000円
〃 イ(イ)	特定世帯	5,375円	5,000円
〃 イ(ウ)	特定継続世帯	8,062円	7,500円
〃 ウ	後期分の均等割額	6,000円	5,350円
〃 エ(ア)	後期分の平等割額	4,700円	4,250円
〃 エ(イ)	特定世帯	2,350円	2,125円
〃 エ(ウ)	特定継続世帯	3,525円	3,187円
〃 オ	介護分の均等割額	6,400円	5,900円
〃 カ	介護分の平等割額	3,550円	3,250円

2割減額対象世帯

第24条第1項第3号ア	医療分の均等割額	5,600円	5,160円
〃 イ(ア)	医療分の平等割額	4,300円	4,000円
〃 イ(イ)	特定世帯	2,150円	2,000円
〃 イ(ウ)	特定継続世帯	3,225円	3,000円
〃 ウ	後期分の均等割額	2,400円	2,140円
〃 エ(ア)	後期分の平等割額	1,880円	1,700円
〃 エ(イ)	特定世帯	940円	850円
〃 エ(ウ)	特定継続世帯	1,410円	1,275円
〃 オ	介護分の均等割額	2,560円	2,360円
〃 カ	介護分の平等割額	1,420円	1,300円

未就学児に係る医療分の均等割額の減額

第24条第2項第1号ア	7割減額対象世帯	4,200円	3,870円
〃 イ	5割減額対象世帯	7,000円	6,450円
〃 ウ	2割減額対象世帯	11,200円	10,320円
〃 エ	ア・イ・ウ以外の世帯	14,000円	12,900円

未就学児に係る後期分の均等割額の減額

第24条第2項第2号ア	7割減額対象世帯	1,800円	1,605円
〃 イ	5割減額対象世帯	3,000円	2,675円
〃 ウ	2割減額対象世帯	4,800円	4,280円
〃 エ	ア・イ・ウ以外の世帯	6,000円	5,350円

【附 則】

施行期日：令和6年4月1日

適用区分：令和6年度以後の年度分の国民健康保険税から適用

8 議案第11号 海老名市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【改正理由】

「母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令」により、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が一部改正されたことから、本市の条例においても所要の改正を行いたいたため

【改正内容】

- 1 母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令による改正
 - 書面掲示規制の見直しに係る改正
 - 字句の修正
- 2 その他の改正事項
 - 読替規定を追加する改正

条等	項目	内容
第2条 第19号	用語の定義	特定教育・保育施設に係る引用先 「法第7条第10項第5号」を「法第27条第1項」に改める。
第8条	受給資格等の確認	支給認定証について、交付を受けていない場合の確認方法を追記
第23条	掲示	重要事項について、「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならない」に改める。
第35条 第3項	特別利用保育の基準	読み替え規定を一部削除する。 ○小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数の該当法令
第36条 第3項	特別利用保育の基準	読み替え規定を追加する。 ○特定教育・保育施設の説明内容 ○教育・保育給付認定こどもの総数の該当法令
第53条 第2項第2号	電磁的記録等	「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体」に改める。

【施行期日】

公布の日。ただし、第23条の改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

9 議案第12号 海老名市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正について

【改正理由】

海老名市役所周辺地区地区計画の決定に伴い、当該地区計画の区域内における建築物等の制限について、建築基準法上の制限にしたいことから、必要な事項を定めたいため

【改正概要】

海老名市役所周辺地区地区計画に定める地区整備計画の内容を、本条例上の制限として加える。併せて、河原口相沢地区地区計画の廃止に伴い、同地区に定める地区整備計画の内容を削除する。

【改正内容】

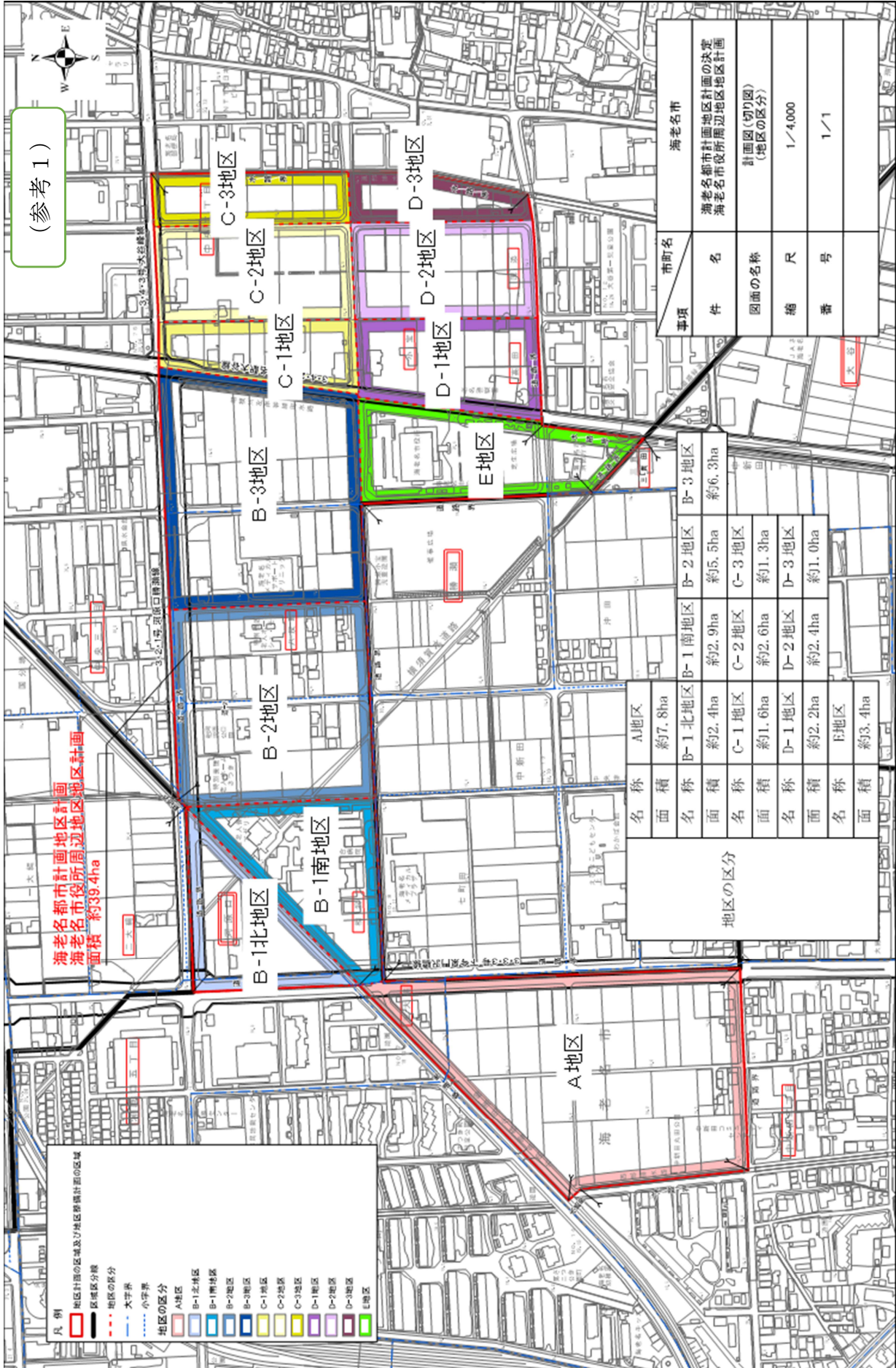
海老名市役所周辺地区地区計画に関する事項の追加及び河原口相沢地区地区計画に関する事項の削除
(別表第1及び別表第2関係)

条等	項目	内容
別表第1 (第3条関係)	適用区域	6の項(河原口相沢地区地区計画)を削り、以降10の項までを1項ずつ繰り上げ、10の項に「海老名市役所周辺地区地区計画」を加える。
別表第2 (第4条— 第12条 関係)	海老名市役所 周辺地区地区 計画	別表第1と同様に6の項(河原口相沢地区地区計画)を削り、以降10の項までを1項ずつ繰り上げ、10の項に「海老名市役所周辺地区地区計画」を加え、以下の制限を示す。 建築物の用途の制限、建蔽率の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高限度等、垣又は柵の構造等の制限、建築物の緑化率の最低限度 (別添参考)

【施行期日】

令和6年3月29日

(参考 1)



(参考2) 海老名市役所周辺地区地区計画 (制限概要) A・B地区

地区の区分	名称	A地区	B-1北地区	B-1南地区	B-2地区	B-3地区	
地区の方針		居住機能を中心とした複合的な新市街地の形成		良好な都市型住宅と中心市街地外縁部の立地特性を活かした利便施設や業務系施設の誘導、医療・福祉機能の維持・増進			
用途地域 (建蔽率/容積率)		第一種低層住居 専用地域 (30/50)	第二種住居地域 (60/200)				
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	—	各地区ごとに建築してはならない建築物の用途を定めています。*			
		建蔽率の最高限度	—	—			
		建築物の敷地面積の最低限度	—	120㎡			
				一定の既存宅地等について、適用除外規定あり			
		壁面の位置の制限	道路境界線から1.0m以上 敷地境界線から0.6m以上	道路境界線から1.0m以上 敷地境界線から0.6m以上			
		壁面後退区域における工作物の設置の制限	—	—			
		高さの最高限度	(用途地域で10m)	31m		45m	
		垣又は柵の構造等の制限	生垣又は透視可能なフェンス等	生垣又は透視可能なフェンス等			
		緑化率の最低限度	—	—			
土地利用に関する事項	雨水貯留浸透施設	—	建築物の敷地面積が5,000㎡以上の場合は、雨水出水による浸水を著しく抑制するため、雨水貯留施設を設置 建築物の敷地面積が5,000㎡未満の場合は、雨水出水による浸水を抑制するため、雨水貯留施設または雨水浸透施設を設置				

「海老名市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」で定める制限は、建築物の敷地、構造、建築設備または用途に関する事項(建築基準法第68条の2)および建築物の緑化率の最低限度(都市緑地法第39条)です。(着色部)

※ 建築物等の用途の制限の内容については、紙面が限られていることから省略しています。

地区整備計画における建築物等の用途の制限と同一の内容を「海老名市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」において建築物の用途の制限として定めます。条例別表第2(案)をご参照ください。

(参考3) 海老名市役所周辺地区地区計画 (制限概要) C・D・E地区

地区の区分	名称	C-1地区	C-2地区	C-3地区	D-1地区	D-2地区	D-3地区	E地区
地区の方針		東側の住宅地から連なる良好な都市型住宅及び中心市街地の機能を補完する商業施設等を誘導			東側の住宅地から連なる良好な都市型住宅及び海老名駅からの連続性を活かし、商業施設等を誘導			公共公益施設の集積
用途地域 (建蔽率/容積率)		近隣商業地域 (80/300)			近隣商業地域 (60/200)			第二種住居地域 (60/200)
地区整備計画 建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	各地区ごとに建築してはならない建築物の用途を定めています。*			各地区ごとに建築してはならない建築物の用途を定めています。*			—
	建蔽率の最高限度	7/10			—			—
	建築物の敷地面積の最低限度	120㎡	500㎡	120㎡	120㎡	500㎡	120㎡	—
		一定の既存宅地等について、適用除外規定あり			一定の既存宅地等について、適用除外規定あり			
	壁面の位置の制限	道路境界線から1.0m以上 敷地境界線から1.0m以上			道路境界線から1.0m以上 敷地境界線から1.0m以上	区画道路7号(市道332号線)境界線から2.0m以上 道路境界線から1.0m以上 敷地境界線から1.0m以上	道路境界線から1.0m以上 敷地境界線から1.0m以上	道路境界線から1.0m以上 敷地境界線から1.0m以上
	壁面後退区域における工作物の設置の制限	—			—	区画道路7号(市道332号線)境界線からの後退区域に歩道状空地を確保	—	—
	高さの最高限度	45m			45m			45m
	垣又は柵の構造等の制限	生垣又は透視可能なフェンス等			生垣又は透視可能なフェンス等			—
緑化率の最低限度	敷地面積に対して3%以上			敷地面積に対して3%以上			—	
土地利用に関する事項	雨水貯留浸透施設	建築物の敷地面積が5,000㎡以上の場合、雨水出水による浸水を著しく抑制するため、雨水貯留施設を設置 建築物の敷地面積が5,000㎡未満の場合、雨水出水による浸水を抑制するため、雨水貯留施設または雨水浸透施設を設置						

「海老名市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」で定める制限は、建築物の敷地、構造、建築設備または用途に関する事項(建築基準法第68条の2)および建築物の緑化率の最低限度(都市緑地法第39条)です。(着色部)

※ 建築物等の用途の制限の内容については、紙面が限られていることから省略しています。

地区整備計画における建築物等の用途の制限と同一の内容を「海老名市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例」において建築物の用途の制限として定めます。条例別表第2(案)をご参照ください。

10 議案第13号 海老名市自転車等駐車場条例の一部改正について

【改正理由】

自転車等駐車場に関する使用料等について見直しを行いたいため

【改正概要】

- 1 キャッシュレス化や手続きのWeb化等、DX導入（第6条、第11条）
⇒ 利用者の利便性向上（使用料の納付、使用期間等）
- 2 自転車等駐車場使用料の改定（第6条別表第2）
《月額使用料》

名 称	対象区分	改正前	改正後
海老名駅東口第2有料自転車駐車場	一 般	1,000円	1,500円
	学 生	800円	1,200円
海老名駅東口第3有料自転車駐車場	一 般	1,000円	1,500円
	学 生	800円	1,200円
海老名駅西口第1有料自転車駐車場	一 般	1,000円	1,500円
	学 生	800円	1,200円
海老名駅西口第2有料自転車駐車場	原動機付自転車 市 内	2,000円	施設廃止
	原動機付自転車 市 外	2,500円	施設廃止
	一 般	1,000円	1,500円
	学 生	800円	1,200円
海老名駅西口第3有料自転車 ・原動機付自転車駐車場	原動機付自転車 市 内	1,700円	2,200円
	原動機付自転車 市 外	2,000円	2,500円
	一 般	500円	1,000円
	学 生	400円	800円
海老名駅西口第4有料自転車 ・原動機付自転車駐車場	原動機付自転車 市 内	1,700円	2,200円
	原動機付自転車 市 外	2,000円	2,500円
	一 般	500円	1,000円
	学 生	400円	800円

3 使用方法の見直し

- ・海老名駅西口第2有料自転車駐車場・原動機付自転車駐車場の原動機付自転車駐車場を廃止
- ・海老名駅西口（第1・第4）有料自転車駐車場の一時使用を廃止

4 指定管理者の選定（第19条）

⇒ 有料駐車場の設置の目的を効果的かつ効率的に達成することができる
と認められる合理的な理由があるときは、公募によらないで選定することができる。

【改定内容】

改正条文	改正内容	備考
第2条第5号	文言の修正	「1日」⇒「同一の1日」
第6条第2項	ただし書きの追加	使用料の前納の例外
第11条第2項	文言の修正	使用時間の明確化
第17条第2項	文言の修正	別表第3を削ることに伴う修正
第19条第1項	ただし書きの追加	指定管理者選定について、公募によらない場合を規定
別表第1中	名称の修正	「原動機付自転車駐車場」を削除
別表第2	使用料等の改正	月額使用料及び一時使用料
別表第2備考第1号	適用条項の追加	「学生」の規定の追加
別表第2備考第3号	文言の修正	一時使用料に関する規定
別表第2備考第4号	文言の修正・号の繰り下げ	月極使用に関する規定 ⇒ 5号
別表第2備考第4号	追加	一時使用料に関する規定
別表第3	表の削除	第11条第2項で使用時間を規定

【附 則】

施行期日： 令和7年4月1日

経過措置： 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に駐車場の使用の承認を受ける者の使用料について適用し、同日前に駐車場の使用の承認を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

【住居表示 2件】

1 1 議案第14号 住居表示の実施並びに町区域の設定及びこれに伴う字区域の変更について（柏ヶ谷地区）

【提案理由】

都市基盤整備の充実及び住環境整備を図るため、住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法並びに新たな町区域を定め、これに伴い字区域を変更したいため

【内 容】

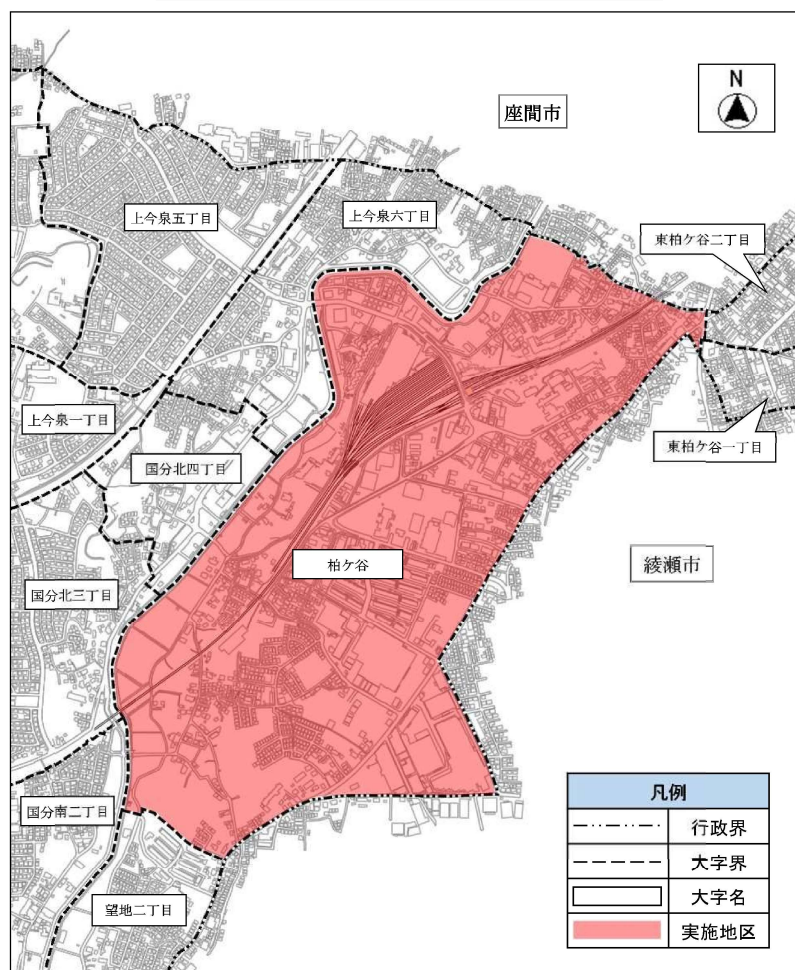
1 住居表示実施区域

⇒ 柏ヶ谷地区

2 住居表示の方法

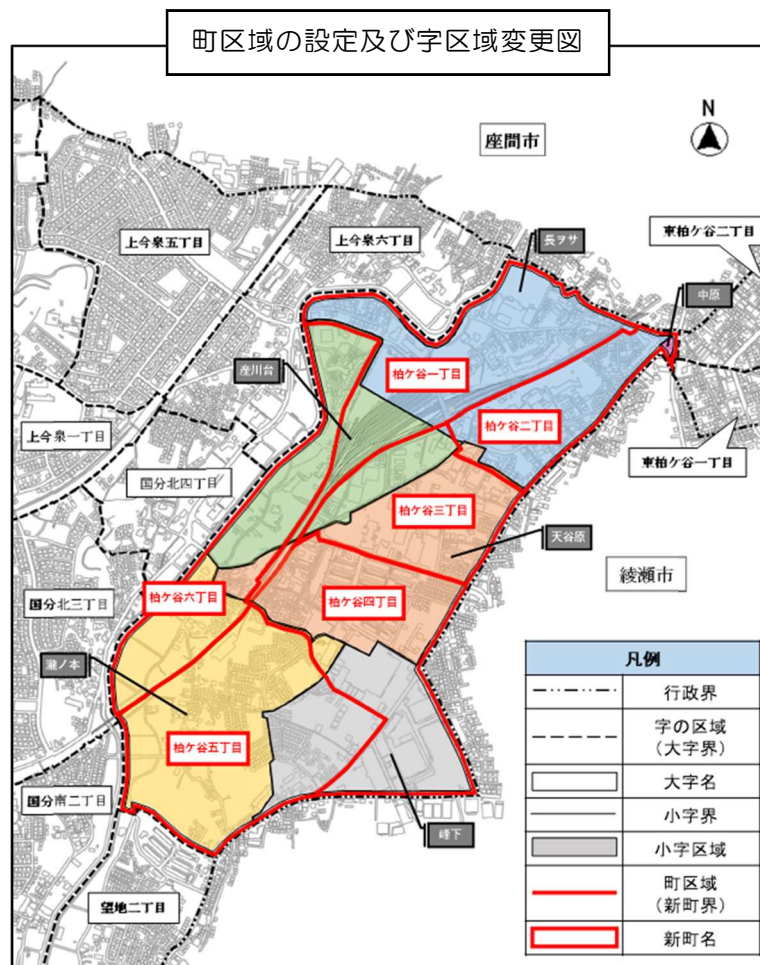
⇒ 街区方式（道路、鉄道等の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した地区に街区符号を付し、その街区内にある建物に住居番号を設定する方式）

住居表示を実施すべき市街地の区域



3 町区域の設定及びこれに伴う字区域の変更

新 区 域	左に包括され変更が生じる字の区域	
町 名	字 名	
柏ヶ谷一丁目	・ 大字柏ヶ谷字天谷原の一部 ・ 大字柏ヶ谷字長ヲサの一部	・ 大字柏ヶ谷字産川台の一部
柏ヶ谷二丁目	・ 大字柏ヶ谷字天谷原の一部 ・ 大字柏ヶ谷字長ヲサの一部	・ 大字柏ヶ谷字産川台の一部 ・ 大字柏ヶ谷字中原
柏ヶ谷三丁目	・ 大字柏ヶ谷字天谷原の一部 ・ 大字柏ヶ谷字長ヲサの一部	・ 大字柏ヶ谷字産川台の一部
柏ヶ谷四丁目	・ 大字柏ヶ谷字瀧ノ本の一部 ・ 大字柏ヶ谷字天谷原の一部	・ 大字柏ヶ谷字峰下の一部
柏ヶ谷五丁目	・ 大字柏ヶ谷字瀧ノ本の一部	・ 大字柏ヶ谷字峰下の一部
柏ヶ谷六丁目	・ 大字柏ヶ谷字瀧ノ本の一部 ・ 大字柏ヶ谷字産川台の一部	・ 大字柏ヶ谷字天谷原の一部



12 議案第15号 住居表示の実施並びに町区域の設定及びこれに伴う字区域の変更について（市役所周辺地区）

【提案理由】

都市基盤整備の充実及び住環境整備を図るため、住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法並びに新たな町区域を定め、これに伴い字区域を変更したいため

【内 容】

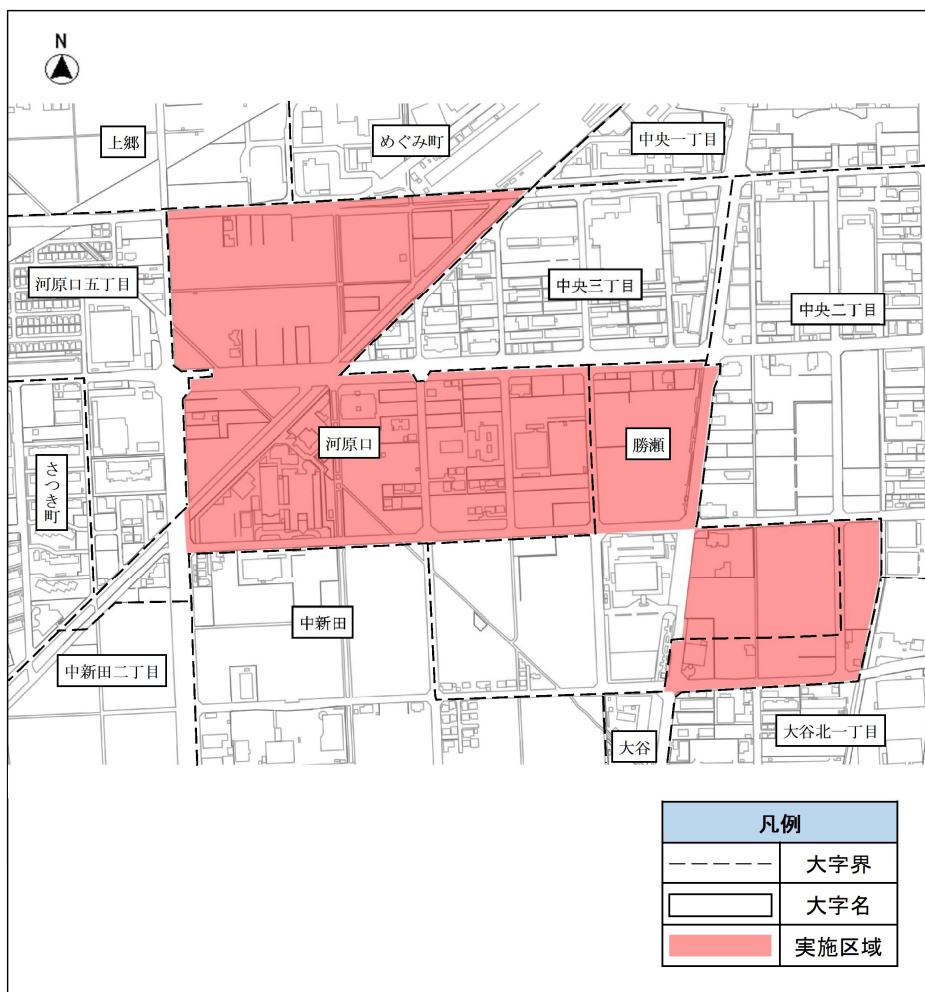
1 住居表示実施区域

⇒ 大谷地区の一部・河原口地区の一部・勝瀬地区の一部

2 住居表示の方法

⇒ 街区方式（道路、鉄道等の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した地区に街区符号を付し、その街区内にある建物に住居番号を設定する方式）

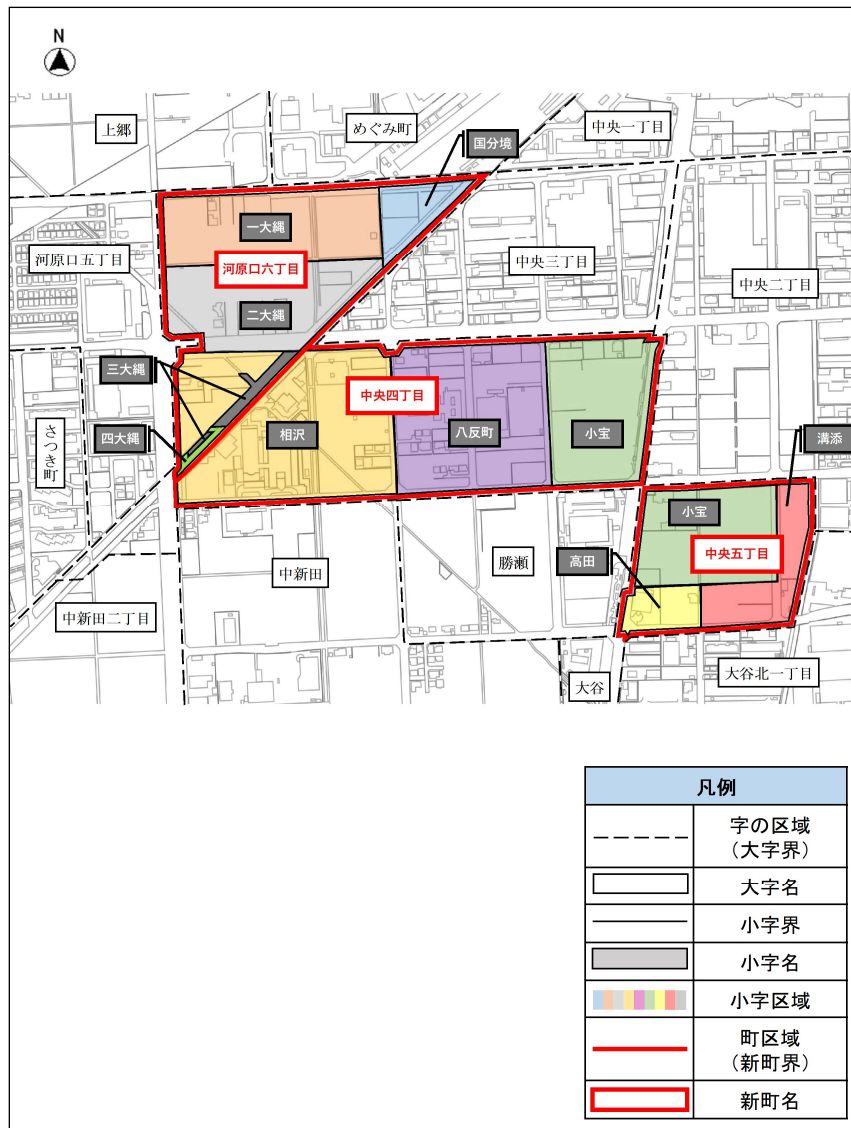
住居表示を実施すべき市街地の区域



3 町区域の設定及びこれに伴う字区域の変更

新 区 域	左に包括され変更が生じる字の区域	
町 名	字 名	
河原口六丁目	<ul style="list-style-type: none"> 大字河原口字相沢の一部 大字河原口字一大縄 大字河原口字三大縄の一部 	<ul style="list-style-type: none"> 大字河原口字国分境 大字河原口字二大縄 大字河原口字四大縄の一部
中央四丁目	<ul style="list-style-type: none"> 大字河原口字相沢の一部 大字勝瀬字小宝の一部 	<ul style="list-style-type: none"> 大字河原口字八反町
中央五丁目	<ul style="list-style-type: none"> 大字大谷字高田 大字勝瀬字小宝の一部 	<ul style="list-style-type: none"> 大字大谷字溝添

町区域の設定及び字区域変更図



【住居表示実施及び字区域変更予定日】

令和6年9月30日

【契約 1件】

13 議案第16号 物品の取得について（令和6年度使用小学校教師用教科書指導書）

【趣旨】

令和6年度において小学校教師が使用する教科書指導書を購入するもの

令和6年度使用小学校教師用教科書指導書の取得について、次のとおり契約を締結するため、海老名市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの

【概要】

- 1 契約の目的 令和6年度使用小学校教師用教科書指導書購入
- 2 物品名及び数量 小学校教師用教科書指導書 11教科 1,394セット
- 3 契約の方法 随意契約
- 4 契約金額 30,421,600円（税込み）
- 5 契約の相手方 神奈川県厚木市東町7番2号
有限会社栄光堂
代表取締役 石村 哲也

【契約の相手方について】

小学校で児童や教師が使用する、「教科書」及び「教師用指導書・教材」については、一般的な書籍と異なり、文部科学大臣から「発行の指示」を受けた教科書発行者（出版社）と教科書等供給契約を締結した教科書特約供給所しか購入することができない。神奈川県の教科書特約供給所は「神奈川県教科書販売株式会社」1社のみであり、「教科書特約供給所」は各学校に直接供給するために「教科書取扱書店」と契約を締結し、教科書の完全供給に努めている。

「教科書特約供給所」と「教科書取扱書店」が契約する際に「教科書取扱書店」が担当する管轄区域が決定されており、海老名市を担当する「教科書取扱書店」は、「有限会社栄光堂」のみであるため、随意契約により契約を締結するもの

【市道 1 件】

14 議案第17号 市道の路線廃止について（市道1150号線）

図No.	路線名	起点/終点	幅員 (m)	延長 (m)	廃止理由
1	1150	東柏ヶ谷六丁目1437番9地先 } 東柏ヶ谷五丁目1436番9地先	1.80	26.10	私下げのため

案内図



【人事 6件】

15 議案第18号 海老名市副市長の選任につき同意を求める
ことについて

現副市長の萩原圭一氏が令和6年3月31日に任期満了を迎えるにあたり、同氏を再選任することについて同意を求めるもの

【再選任したい者】

氏名： 萩原 圭一（はぎわら けいいち）

任期： 4年（令和6年4月1日～令和10年3月31日）

16 議案第19号 海老名市教育委員会教育長の任命につき同意
を求めることについて

現教育長の伊藤文康氏が令和6年3月31日に任期満了を迎えるにあたり、同氏を再任命することについて同意を求めるもの

【再任命したい者】

氏名： 伊藤 文康（いとう ふみやす）

任期： 3年（令和6年4月1日～令和9年3月31日）

17 議案第20号 海老名市監査委員の選任につき同意を求める
ことについて

現委員の雨宮徳明氏が令和6年3月31日に任期満了を迎えるにあたり、同氏を再選任することについて同意を求めるもの

【再選任したい者】

氏名： 雨宮 徳明（あめみや とくあき）

任期： 4年（令和6年4月1日～令和10年3月31日）

18 議案第21号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について（前場啓子氏）

現委員の前場啓子氏が令和6年6月30日に任期満了を迎えるにあたり、
同氏を再推薦することについて意見を求めるもの

【再推薦したい者】

氏名： 前場 啓子（ぜんば けいこ）

任期： 3年（令和6年7月1日～令和9年6月30日）

19 議案第22号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について（深澤宏氏）

現委員の森田聡氏が令和6年6月30日に任期満了を迎えるにあたり、
後任として、新たに深澤宏氏を推薦することについて意見を求めるもの

【新たに推薦したい者】

氏名： 深澤 宏（ふかざわ ひろし）

任期： 3年（令和6年7月1日～令和9年6月30日）

20 議案第23号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
について（和田しのぶ氏）

現委員の木島直子氏が令和6年6月30日に任期満了を迎えるにあたり、
後任として、新たに和田しのぶ氏を推薦することについて意見を求めるもの

【新たに推薦したい者】

氏名： 和田 しのぶ（わだ しのぶ）

任期： 3年（令和6年7月1日～令和9年6月30日）

【補正予算 2件】

21 議案第24号 令和5年度海老名市一般会計補正予算
(第13号)

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **8億9,201万5千円を追加** し、
予算総額を歳入歳出それぞれ **569億9,986万9千円** とするもの

「災害から市民を守る」をテーマとした補正予算

■主な内容

- ☆ 災害発生時には避難所として使用されるコミュニティセンター及び文化センターにおいて、災害対策本部との連絡体制の強化を図ることを目的として、12館のうち先行して6館にネットワークを設置します。
- ☆ 令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、緊急消防援助隊として活動した経験を踏まえ、被災現場及び宿营地等に必要な消防資機材の見直しを行い、本市に必要な消防資機材を購入することで消防力の強化を図ります。
- ☆ 地震による住宅火災の発生抑止を図るため、個人が「感震ブレーカー」を購入した場合に対して、補助を行います。

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前:56,107,854千円・補正額:892,015千円・補正後:56,999,869千円

(1) 歳入

・障がい者自立支援給付費（国庫支出金・県支出金）	36,151千円
・障がい児施設措置費（国庫支出金・県支出金）	48,375千円
・教育・保育給付費（国庫支出金・県支出金）	254,808千円
・教育・保育給付費（地方単独補助事業分）（県支出金）	2,984千円
・新型コロナウイルスワクチン接種対策費（国庫支出金）	168,009千円
・土地開発公社解散清算金	1,860千円
・財政調整基金繰入金	412,040千円
・市債	7,900千円
・その他	△ 40,112千円

合計 **892,015千円**

(2) 歳出

◎ 災害から市民を守る 13,862 千円

◇避難所(コミュニティセンター等)におけるネットワークの設置 4,462 千円

災害対策本部との連絡体制の強化を図ることを目的とし、12館のうち先行して6館にネットワークを設置するもの

- 役務費(電話架設料) 292 千円
- 委託料(施設管理) 3,570 千円
- 工事請負費(補修工事) 600 千円

◇消防資機材の購入 3,000 千円

令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、緊急消防援助隊として活動した経験を踏まえ、被災現場及び宿营地等で必要な資機材を整備するもの

- 需用費(消耗品) 861 千円
- 備品購入費(消防用備品(50万以上)) 1,320 千円
- (消防用備品(50万未満)) 819 千円

◇個人の感震ブレイカー購入への補助 4,000 千円

地震による住宅火災を未然に防止するため市民に対し、感震ブレイカーの購入に対して補助するもの

- 負担金、補助及び交付金(補助金) 4,000 千円

◇災害対策本部で使用する防災備品の購入 2,400 千円

災害対策の更なる強化を目的に、災害対策本部用の電子ホワイトボードを購入するもの

- 備品購入費(防災用備品) 2,400 千円

① 健やかに暮らせるまち 447,082 千円

◇子育て支援施設型給付事業の充実 332,368 千円

一部の既存施設において、当初の想定を上回る加算の認定及び利用児童数が増えたことなどに伴い増額するもの

- 扶助費(保育所入所措置費) 332,368 千円

◇介護給付・訓練等給付費及び障がい児給付費などの充実 114,714 千円

障がい福祉サービスの利用量の増加により、審査請求の件数及び介護給付

・訓練等給付費や障害児給付費などが伸びたことに伴い増額するもの

○役務費（その他手数料） 214 千円

○扶助費（身体障害者補装具給付費） 6,700 千円

（自立支援医療給付費） 1,900 千円

（療養介護医療給付費） 600 千円

（介護給付・訓練等給付費） 105,300 千円

② 便利で快適に暮らせるまち 8,525 千円

◇伊勢山自然公園の法面対策に伴う設計委託 8,525 千円

伊勢山自然公園の北側において、市有地を含めた宅地開発計画があり、民間事業者が行う法面処理とは別に、開発区域外に隣接する公園の土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の改善を行うため、法面対策に必要な設計を行うもの

○委託料（設計） 8,525 千円

③ その他 422,546 千円

◇燃料高騰等に伴い不足する指定管理料の増額 42,425 千円
（内 訳）

施設名	金額
えびな市民活動センター指定管理料	14,846 千円
文化会館・市民ギャラリー指定管理料	6,503 千円
総合福祉会館指定管理料	740 千円
海老名運動公園、北部公園、中野公園、スポーツ施設指定管理料	15,272 千円
中央図書館指定管理料	5,064 千円

◇普通交付税返還金 33,609 千円

◇過年度国庫支出金返還金 392,684 千円

◇その他 △ 46,172 千円

合計 892,015 千円

2 繰越明許費の補正

(1) 追加

①避難所用ネットワーク整備事業（国分コミュニティセンターほか5館）

4,462 千円

（理由）翌年度以降の事業を前倒して実施したいため

②口座振替伝送業務委託

96 千円

（理由）他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため

③デジタル手続法対応作業委託

5,970 千円

（理由）他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため

④新型コロナウイルスワクチン接種事業

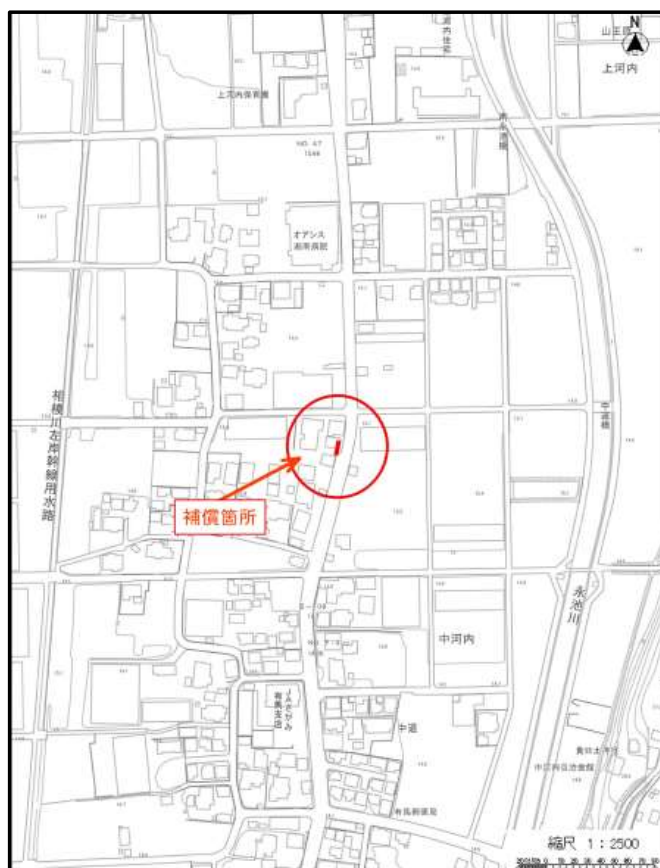
7,058 千円

（理由）定期接種への移行に向け、年度を跨いで実施したいため

⑤市道8号線用地補償

8,340 千円

（理由）補償交渉に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため



- ⑥市役所周辺地区道路交通処理対策検証業務委託 5,525 千円
(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため

- ⑦海老名市地域公共交通協議会負担金 83,597 千円
(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため



- ⑧伊勢山自然公園法面对策詳細設計委託 8,525 千円
(理由) 翌年度以降の事業を前倒して実施したいため



- ⑨(仮称)大谷・杉久保地区公園整備基本構想及び
基本計画策定業務委託 18,580 千円
(理由) 他機関との調整に不測の時間を要し、年度内完了が見込めないため

- | | |
|---------------------------|----------|
| ⑩緊急消防援助隊資機材購入 | 3,000 千円 |
| (理由) 翌年度以降の事業を前倒して実施したいため | |
| ⑪災害用防災備品購入 | 2,400 千円 |
| (理由) 翌年度以降の事業を前倒して実施したいため | |
| ⑫海老名市感震ブレーカー設置補助金 | 4,000 千円 |
| (理由) 翌年度以降の事業を前倒して実施したいため | |

3 地方債の補正

(1) 変更

- | | |
|----------------------|------------------------------|
| ①都市計画整備事業債 | 限度額： 333,500 千円 → 341,400 千円 |
| (理由) 対象事業費の増額に伴う市債の増 | |

22 議案第25号 令和5年度海老名市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

【補正の概要】

今回の補正は、歳入歳出それぞれ **8,436万9千円**を追加し、
 予算総額を歳入歳出それぞれ **124億3,047万3千円**とするもの

【補正の内容】

1 歳入歳出予算の補正

補正前 12,346,104 千円・補正額 84,369 千円・補正後 12,430,473 千円

(1) 歳入

- ・保険給付費等交付金(普通交付金) 84,369 千円

合計 84,369 千円

(2) 歳出

- ・一般被保険者高額療養費 84,369 千円

合計 84,369 千円